

令和 7 年度

社会福祉法人 大樹会
事業計画

就労継続支援施設くわの実

(就労継続支援 B 型／生活介護)

グループホームくわの実

(共同生活援助・介護サービス包括型)

はじめに

令和6年度は3年ごとの報酬改定があり、生活介護においては事業所での活動時間によって報酬額が変動すること、就労継続支援B型においてはイベント等の余暇的な活動が報酬算定できなくなったこと等、多機能型で事業運営をしているくわの実においては、これまで実施してきた全体での動きに大きな影響があった1年でした。それでも、令和6年度は atelier くわの実やおやつのマルベリー、以前より展開してきた活動において外部とのつながりがより広がる場面が多くあり、さらに個人宅等の草刈りを請け負う出張パークマンズという新しい作業も好スタートを切っており、今後の展開により期待が持てる機会が増えています。令和7年度においては、この基盤をより盤石なものとし、さらに法人の認知度を上げていくことで、各事業における利用者の定員充足を目指すことを最優先課題とし、事業計画を作成しました。

副施設長の配置

理事長及び施設長の経営と運営それぞれにおいて担う役割を整理し、現場の職員育成・フォローアップをより充実させ、バランスよく組織展開していくために、令和7年度より副施設長を配置します。

うるま市から受託している公園維持管理について

令和5年度から安慶名城址公園のみの受託となっていますが、令和7年度も現状通りの契約更新となりました。ただし、利用者の高齢化や「選ばれにくい作業」であることを考慮し、令和6年度からスタートしている出張パークマンズの展開について検討を深めることとします。

赤道事業所（あだんの実跡）の活用について

あだんの実が閉所してから使用していない状態が続いているが、現在展開している atelier くわの実やおやつのマルベリーをもとに、より地域に開かれた法人となるよう「発信・交流」の場としての活用を検討します。

居住（地域生活）支援について

令和6年度については、隔週の土日は日中もホームで過ごせる職員体制を取ることができ、入居者の余暇支援にあたることができています。令和7年度からは、報酬改定の中にもある「地域連携推進会議」の開催も義務化されるため、近隣住民や自治会との関係作りを行い、また、入居者それぞれの地

域生活における意思決定支援をより丁寧に行っていきます。

広報活動について

令和6年度に掲げた「利用者を定員通りの人数にする」ためには、継続して広報活動を行う必要があります。現在運用しているホームページや各SNSを活用しながら、引き続き重点的に行っていきます。また、各サービスにおいて、それぞれに広報活動を行えるよう体制整備を進めます。

税理士事務所について

令和6年度からTA PARTNERS（代表／DEO 相浦圭太氏）に相談役を依頼し毎月1回の面談を実施してきた結果、令和5年度に比べ経営状況は改善されてきています。これを受け、令和7年度からは契約する税理士事務所はTA PARTNERSのみに絞り、さらに戦略的な法人展開ができるように努めます。

I. 法人理念

想いをかたちに
ともに歩む未来を創る

II. 法人基本方針

1. 私たちは、感謝の心を忘れず、笑顔あふれる環境を大切にします。
2. 私たちは、相手を知り、相手を想い、相手の立場に立ってサービスを提供します。
3. 私たちは、自ら選択して生きる自主性を育みます。
4. 私たちは、互いに支え合う地域づくりを推進します。

III. 今年度の重点目標

1. 安定した経営

各サービス、収支バランスの取れた運営となるようにする。

- ・障害特性に合わせた個別支援及び外部機関との連携
- ・大樹会独自の特色のある活動内容
- ・SNS等を活用した広報活動

2. 積極的な展開

- ・赤道事業所の活用（4につながる展開）
- ・地域生活をサポートする体制整備
- ・おやつのマルベリー／atelier くわの実から展開する企画運営

3. 組織づくり

- ・ 職員ごとの役割に対する理解と遂行
- ・ 職員が安心して働ける職場環境作り
- ・ 障害福祉職の魅力を自ら発信できる機会の提供

4. 地域づくりと地域貢献

- ・ 近隣住民との良好な関係構築
- ・ 自治会と連携し地域課題に取り組む体制作り
- ・ 障害についての理解を深めるための啓発活動

IV. 安全管理及び非常災害対策

1. 消防設備、厨房設備、菓子製造機器の機能が十分発揮できるよう設備点検を実施します。
2. 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
3. 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

安全管理及び非常対策計画

	事業項目	説明
非常災害対策	総合防災訓練（10月）	地域災害が発生した場合に備え地域指定避難場所への安全な避難ができるように所轄の消防署と連携して実施する
	消防訓練（7月、1月）	消防訓練は、利用者の安全を基本に消火、避難、救出、通報訓練を所轄の消防署と連携して実施する
	消防設備の点検及び整備（4月、10月）	消防設備の点検を実施整備と報告を行う
	施設周辺の安全点検、対策（奇数月）	施設周辺の危険箇所の把握と安全対策を実施する

V. 定例会議・定例ミーティング

施設運営に関する事項について検討し、各種の連携を図り円滑な運営をする目的で、次の会議を実施します。

会議名	事 項	頻 度
三 役 会 議	理事長・施設長・副施設長による連絡調整会議	毎週月曜日
経営戦略会議	施設長・副施設長・事務による会議 (経営状況の確認、広報活動の検討実施)	月 1 回
調整会議	施設長・副施設長・各事業サビ管・各主任・事務による連絡調整会議	月 1 回
サービス提供会議 (各サービス)	作業及び活動内容の調整、ケース検討等 企画(商品開発・イベント)ヒヤリハット	月 1 回
全体会議	サービス提供会議での検討事項の決定 全体での情報共有、ワーク等	月 1 回
個別支援会議	各利用者のサービス支給決定期間に合わせて実施。個別支援計画の立案等	随 時
モニタリング会議	個別支援計画に基づく達成度の評価	随 時
マルベリー会議	収支確認、製造・販売等の業務に関する調整及び決定(施設長参加)、利用者支援の共有等	月 1 回
工賃算定会議	工賃評価表を基に工賃を査定(B型)	月 1 回

VI. 環境美化

利用者が安全で健康的に潤いある生活が営めるように、施設敷地内の環境美化整備に努めます。

1. 施設、施設周辺の整備
2. 施設周辺及び花壇などの緑化
3. 周辺の清掃等
4. 利用者帰宅後の施設内清掃及び消毒

VII. 健康管理

1. 感染症予防（来所時／昼食時／帰宅前のバイタルチェック、手洗い、うがいの励行）、口腔内の衛生管理、皮膚の清潔、寄生虫の予防に努めます。
2. 食品製造に関わる職員及び利用者の定期検便及び食中毒の予防管理
3. 肥満対策として、利用者・家族の同意を得た上で、昼食時のごはん量の調節を行います。また、その他配慮が必要な利用者に関しては、希望を確認した上で、厨房職員と検討し対応します。

VIII. 年間行事計画 ※状況に応じて実施を検討・追加する

月	行 事	月	行 事
4	イーアス沖縄イベント出店 (おやつのマルベリー)	10	総合防災訓練
5	GW 企画（利用者向け）	11	atelier くわの実展示会 おやつのマルベリー 4 周年（11/23）
6	親善球技大会 (ティーボール・グラウンドゴルフ)	12	クリスマス会
7	防災訓練	1	消防訓練
8	チャリティボウリング大会 上平良川夏祭り	2	
9		3	atelier くわの実成果展

IX. 研修等計画 ※外部研修への参加は随時

月	内 容	月	内 容
4	感染症対策委員会	10	感染症対策委員会
5	身体拘束・虐待防止研修 (パート職員向け) 監事監査	11	
6	理事会 定時評議員会	12	職員全体研修
7	感染症対策委員会 感染症対策研修（訓練）	1	感染症対策委員会 感染症対策研修（訓練）
8	身体拘束・虐待防止研修 (利用者向け)	2	
9	身体拘束・虐待防止委員会	3	理事会 定時評議員会 法人全体研修 (次年度事業説明会／身体拘束・虐待防止研修)

就労継続支援施設くわの実
(就労継続支援 B 型／生活介護)

就労継続支援 B 型（定員 20 名）

【基本方針】

1. 働くことを支える生活にも重点を置きサービスを提供します。
2. 利用者の特性を把握した上でニーズを引き出し、利用者一人一人に合った支援を行います。
3. 地域資源の一つとなり、利用者と地域をつなげる拠点となるよう努めます。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者一人一人に目を向け、利用者の強み（得意）や弱み（苦手）を見つけ、作業や生活に必要な支援を提供します。
2. うるま市より委託された事業（公園管理）及びアパート清掃等を滞りなく遂行します。
3. 地域清掃のニーズを請け負う出張パークマンズの活動を展開します。
4. 菓子類や雑貨等を軸に、地域とつながるイベントに出店／企画・実践します。
5. 「おやつのマルベリー」にて菓子等の販売を行い、地域の方々との交流につなげます。

生活介護（定員 20 名）

【基本方針】

1. 日常生活を維持・向上できるよう、利用者一人一人の特性に合った支援を提供します。
2. 利用者の意思を育て、発信し、実現できるよう努めます。
3. 地域とつながり、地域と利用者をつなげ、障害に対する理解を深めていただくきっかけを作り、誰にでも優しい地域作りに貢献します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者支援に必要なことは、自らすすんで企画・実践する行動力を持った人材となるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者一人一人の生活スキルの状況を丁寧に聞き取り、必要な支援を提供します。

2. 定期的なバイタルチェックを行い、心身の状況把握に努めます。また、家族等に対応が難しい場合は、医療機関とも連携し、情報共有を行います。
3. 余暇支援を企画・実践し、様々な人との関わりや経験を増やすことで生活をより豊かにし、自主的な選択・決定ができるように支援します。
4. 「atelier くわの実」で生まれた作品を通して販売物の企画制作や展覧会を行い、利用者の作品を価値あるものにしていきます。
5. 定期的な運動を通して、体力増進を図ります。

グループホームくわの実（共同生活援助）

【基本方針】

1. 個々に必要なサポートを提供することで、安心して地域生活が送れるよう支援します。
2. 地域関係機関・近隣住民との関係作りに努めます。
3. 希望者には一人暮らしへのステップアップを推進します。
4. 職員は福祉のプロとして専門性を発揮し、利用者に求められる人材であるよう努めます。

【今年度の重点目標】

1. 利用者の生活スキルの習得段階に合わせたサポートを行います。
 - (1) 基本的生活習慣（調理・洗濯・掃除等）の習得状況を確認し、一律の支援とならないようにします。
 - (2) 高齢化・重度化に対応できるよう支援体制を整備します。
2. 地域の中で安心して生活が送れるようにします。
 - (1) 各関係機関（計画相談／他事業所／一般就労先）との連絡調整に努め、一体的にサポートする体制を整備します。
 - (2) 近隣住民の方から理解が得られるよう関係作りに努めます。
3. 自立した生活に向けてサポートを行います。
 - (1) 一人暮らしに向けた気持ちの準備については、意思決定支援を丁寧に行い、それぞれのペースに合わせて進めます。
4. グループホームに必要な人材の育成と定着を図ります。
 - (1) 生活の場所であるグループホームでは、世話人・生活支援員・夜勤対応職員が孤立しやすくなるため、定期的な情報共有とバックアップ施設（就労継続支援施設くわの実）によるサポート体制を構築します。
 - (2) 障害者支援に対する知識や理解を深めるための勉強会や定期的なケース検討会議（世話人会議）を実施します。